

長良川鵜飼伝承館指定管理者の応募に関する質問・回答

NO	質問		回答（令和3年8月10日）
1	件名	「利用料金の収受に関する業務」について	<p>募集要項9ページ6(4)②に記載のとおり、キャッシュレス決済については、本市の方針を踏まえ、応募者において可能な限り導入についての提案（及び導入）をして頂きます。また、本施設は利用料金が指定管理者の収入となる「利用料金制度」導入施設であることから、岐阜市からの補填はありません。また、取引手数料は管理経費に計上することはできません。</p>
該当頁	仕様書 P4		
<p>仕様書 P4 展示室観覧料の徴収にキャッシュレス決済を導入した場合、取引手数料分売上が減ってしまいますが、岐阜市から補填されるのでしょうか？ または取引手数料を経費で計上しても問題ないでしょうか。</p>			
2	件名	「目的外使用の基準」について	<p>民間団体による自動販売機の設置については、原則、目的外使用ではなく、岐阜市が必要と認めた場合において、一般競争入札による貸付を行うこととなり、指定管理者が落札者となった場合、自動販売機の収益は指定管理者の収益となります。ただし、貸付料と電気料の実費相当額を市に納入する必要があります。</p>
該当頁	募集要項 P8		
<p>募集要項 P8「目的外使用の基準」について自動販売機設置を申請した場合、指定管理者の収益として認めてもらえるのでしょうか？</p>			
3	件名	「鵜への給餌」について	<p>鵜への給餌について、午前中1回の給餌の時に餌を食べないということがあったため、毎日2回の給餌に変更しております。 なお、餌の量については、前回仕様書と変更ありません。</p>
該当頁	仕様書 P27		
<p>仕様書 P27「鵜への給餌」について前回の仕様書では「午前中に1回」と記載されていましたが、今回は「毎日2回（午前9時30分頃、午後2時30頃）」と回数が増えています。増えた理由を教えてください。</p>			
4	件名	「指定事業の種類」について	<p>鵜匠への報償費は所得税法上、税込であると考えられます。また、指定事業の鵜匠及び関係者への報償費は、仕様書9ページ4(1)①に記載のとおり、各年度2,000千円～2,500千円を見込むこととしております。 なお、具体的な報償費については、指定管理者と鵜匠及び関係者と契約書を締結することとなります。</p>
該当頁	仕様書 P10		
<p>仕様書 P10「指定事業の種類」について鵜匠さんへの報償費は自主事業と同じ30千円/1回を見込んでおけば良いですか？また、この金額は税込ですか？税別ですか？</p>			

5	件名	「利用料金の収受に関する業務」について		指定管理者の負担であるため、管理経費に計上することはできません。
	該当頁	仕様書	P4	
	仕様書 P4 「利用料金の収受に関する業務」について 駐車場の利用料金に関して、減免した分は指定管理者で負担と記載されていますが、管理経費のどの項目で計上したらよろしいでしょうか？			